

高砂市文化振興審議会の運営に関する規程の一部を改正する規程

高砂市文化振興審議会の運営に関する規程（平成23年9月29日制定）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（代理）

第5条 第2条第2号及び第4号の委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

附 則

この規程は、平成27年11月 日から施行する。